

大学の設置認可制度等に関する留意点

1. 設置認可に係る審査スケジュールの見直しについて

(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)の改正)

見直しの趣旨

大学又は高等専門学校を設置の認可について、審査の充実及び申請者の補正申請等に係る事務処理期間の確保のため、審査期間を延長する。また、大学又は高等専門学校を設置、学部等の設置及び大学における通信教育の開設の認可について、学生募集をより円滑に実施しやすくなるよう認可時期の早期化を図る。

※ 参照：平成26年2月3日付け「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について(通知)」

(1) 審査期間の延長について

大学又は高等専門学校を設置(以下、「大学等の設置」という。)の認可について、これまで7か月間であった標準審査期間を10か月間に延長。

※審査の内容は変更なし。

(2) 認可時期の早期化について

大学等の設置、学部等の設置及び大学における通信教育の開設の認可(以下、「学部の設置等」という。)について、これまで10月末であった認可の時期を、8月末に変更。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえた申請時期の変更について

大学等の設置については、これまで開設前々年度の3月末であった申請時期を、開設前々年度の10月末に変更。

学部の設置等については、これまで開設前年度の5月末であった申請時期を、開設前々年度の3月末に変更。

	改正前	改正後
大学等の設置の認可	申請:開設前々年度の3月末 認可:開設前年度の10月末	申請:開設前々年度の10月末 認可:開設前年度の8月末
学部の設置等の認可	申請:開設前々年度の5月末 認可:開設前年度の10月末	申請:開設前々年度の3月末 認可:開設前年度の8月末

(4) 今回の改正の適用年度について

平成28年度開設予定案件から適用する。

→大学等の設置は平成26年10月末申請・平成27年8月末認可。

学部の設置等は平成27年3月末申請・平成27年8月末認可。

(5) 留意点

○各種資格養成の指定・認定関係については、各担当課に問い合わせること。

【参考】指定・認定関係一覧

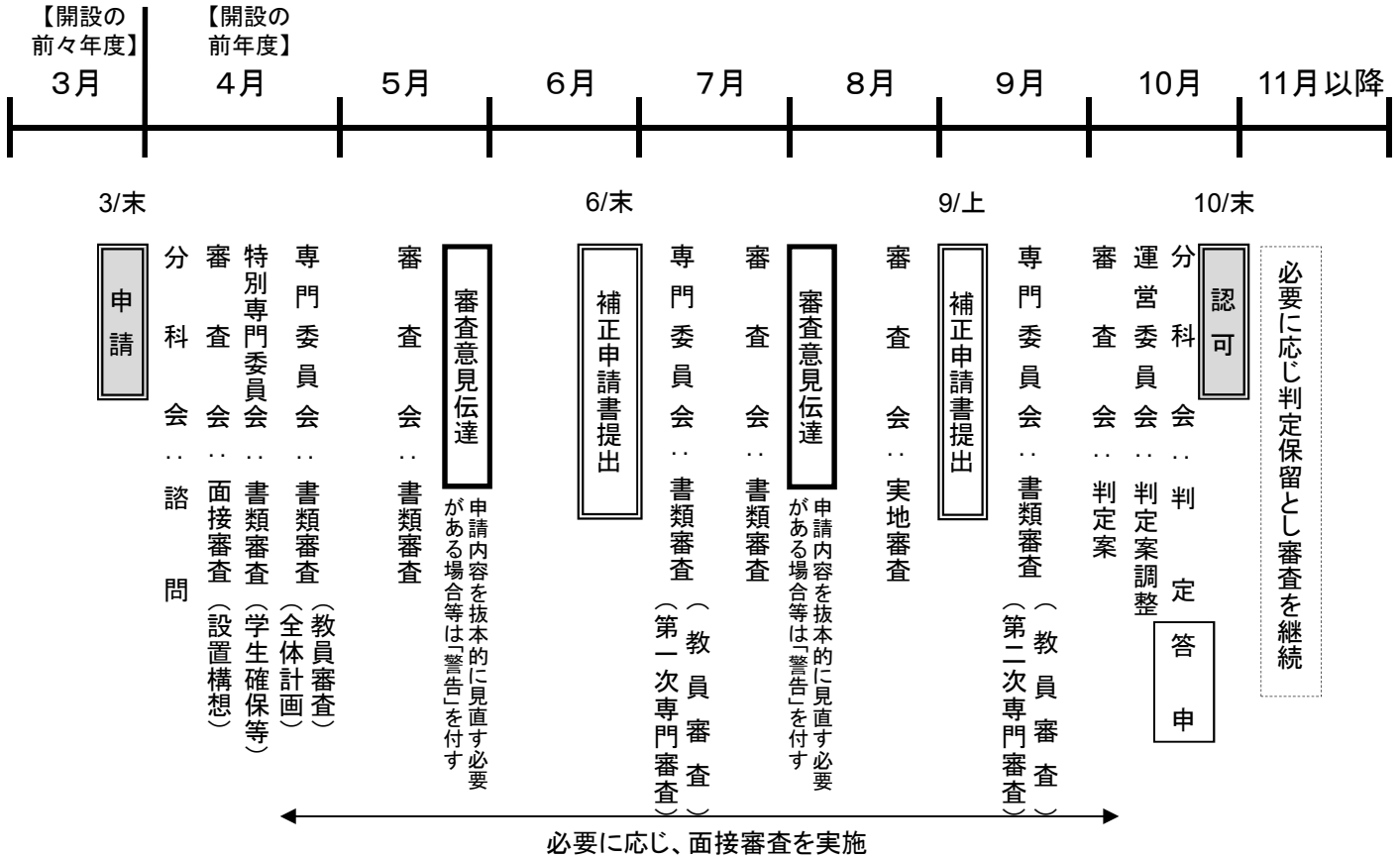
事項	書類提出時期		担当課
管理栄養士	指定を受けようとする年度の前年度の9月30日まで		専門教育課
社会福祉士 介護福祉士	授業を開始しようとする日の6か月前まで (養成施設等計画書の提出は1年前まで)		医学教育課
保健師	指定申請	学生受入れの前年度の5月末、7月末又は10月末	
助産師	変更承認申請 学則 課程・ 修業年限・ 入学定員 教育課程		
看護師			
診療放射線技師	校舎の各室の用途及び面積	承認を受けようとする日から起算して3か月前まで	
臨床検査技師			
理学療法士	指定取消し申請		
作業療法士	在校生がいなくなることが確定した時		
言語聴覚士	変更の届出 設置者・ 名称・ 位置 学則 (課程, 教育課程, 修業年限, 入学定員を除く。)	変更届出の意思決定あるいは事由が生じてから1か月以内	
視能訓練士			
臨床工学技師			
義肢装具士			
救急救命士			
歯科衛生士			
歯科技工士			
あん摩マッサージ・指圧師			
はり師			
きゅう師			
柔道整復師			
教職課程の認定	<平成27年度開設予定案件> 認定を受けようとする年度の前年度の5月末頃 <平成28年度開設予定案件> 認定を受けようとする年度の前年度の <u>3月末頃</u>		初等中等教育局 教職員課

(平成26年2月21日現在)

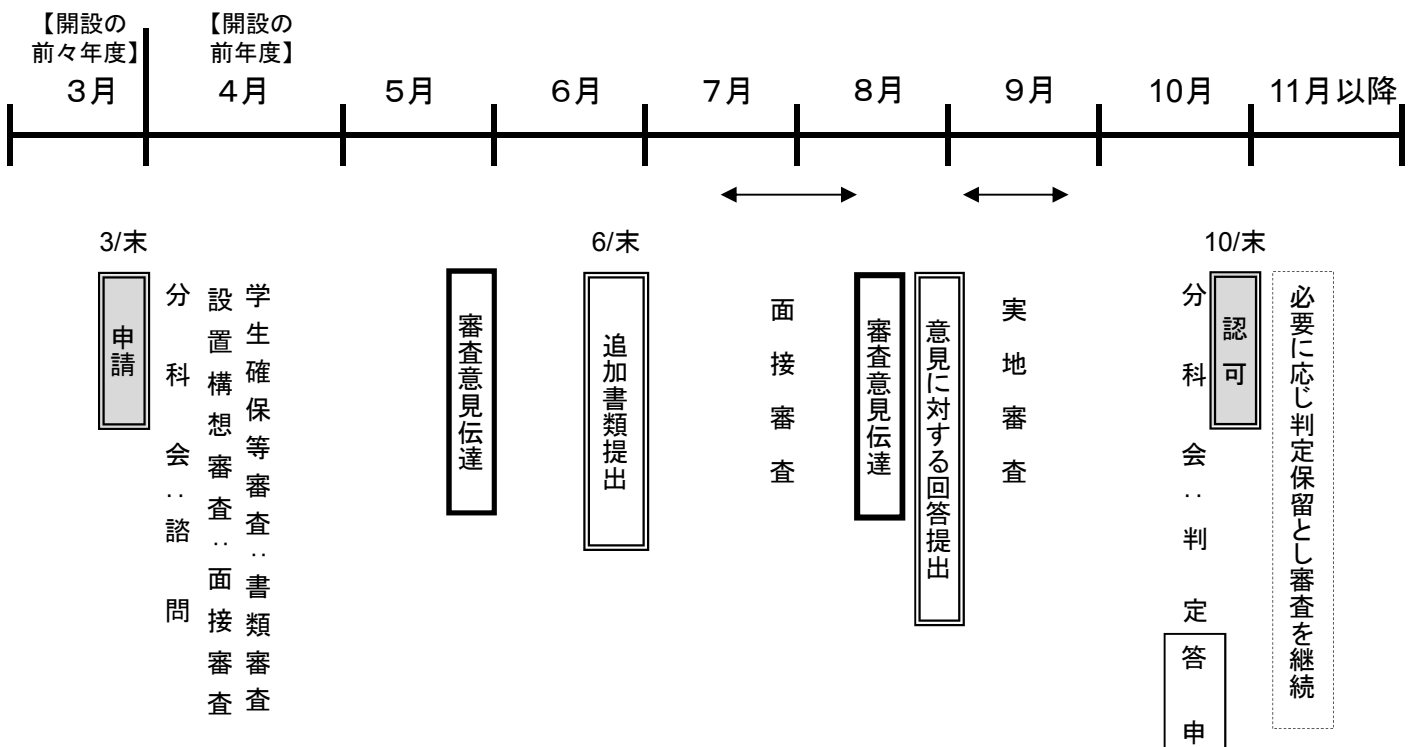
審査スケジュール

— 大学新設の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

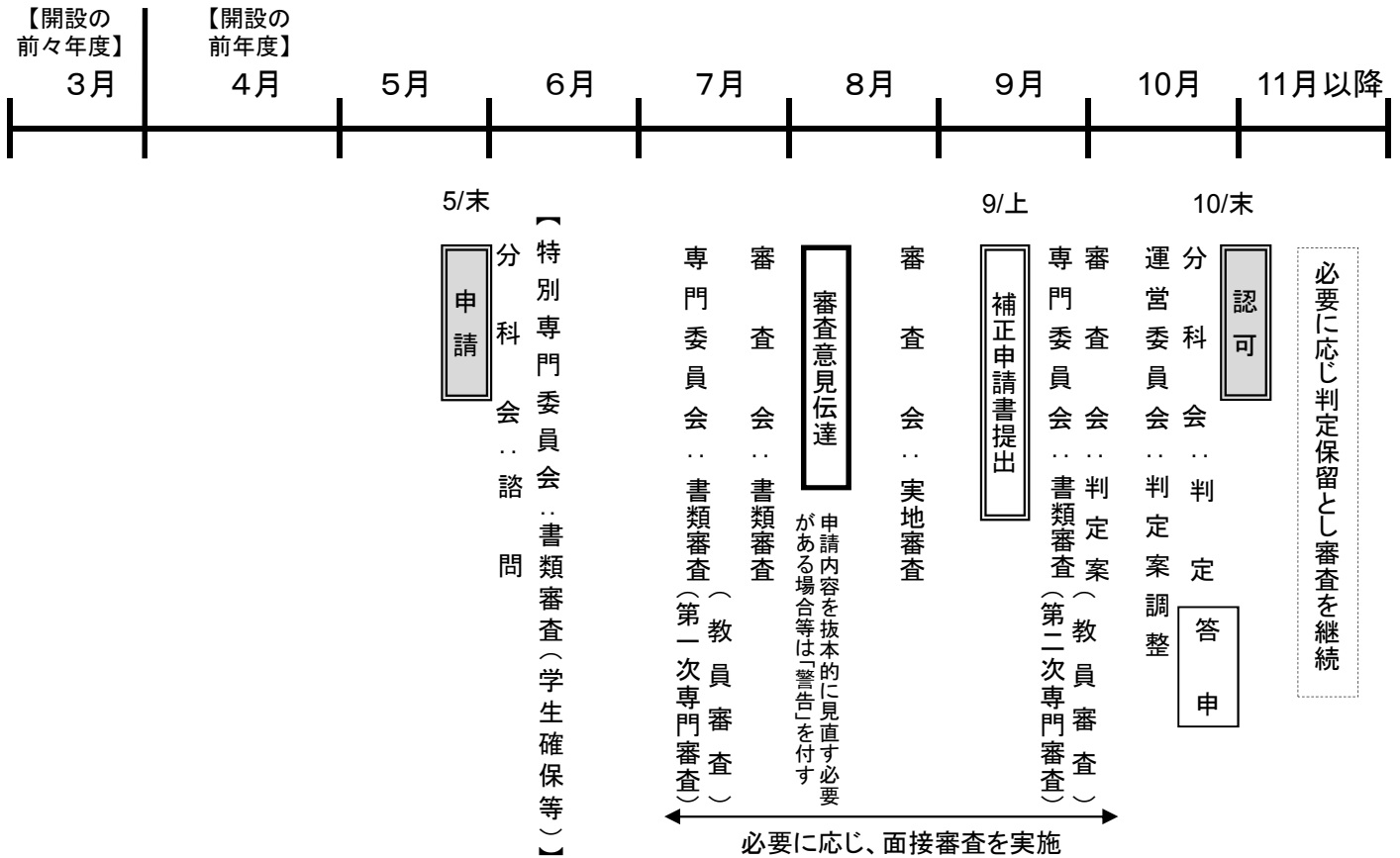


審査スケジュール

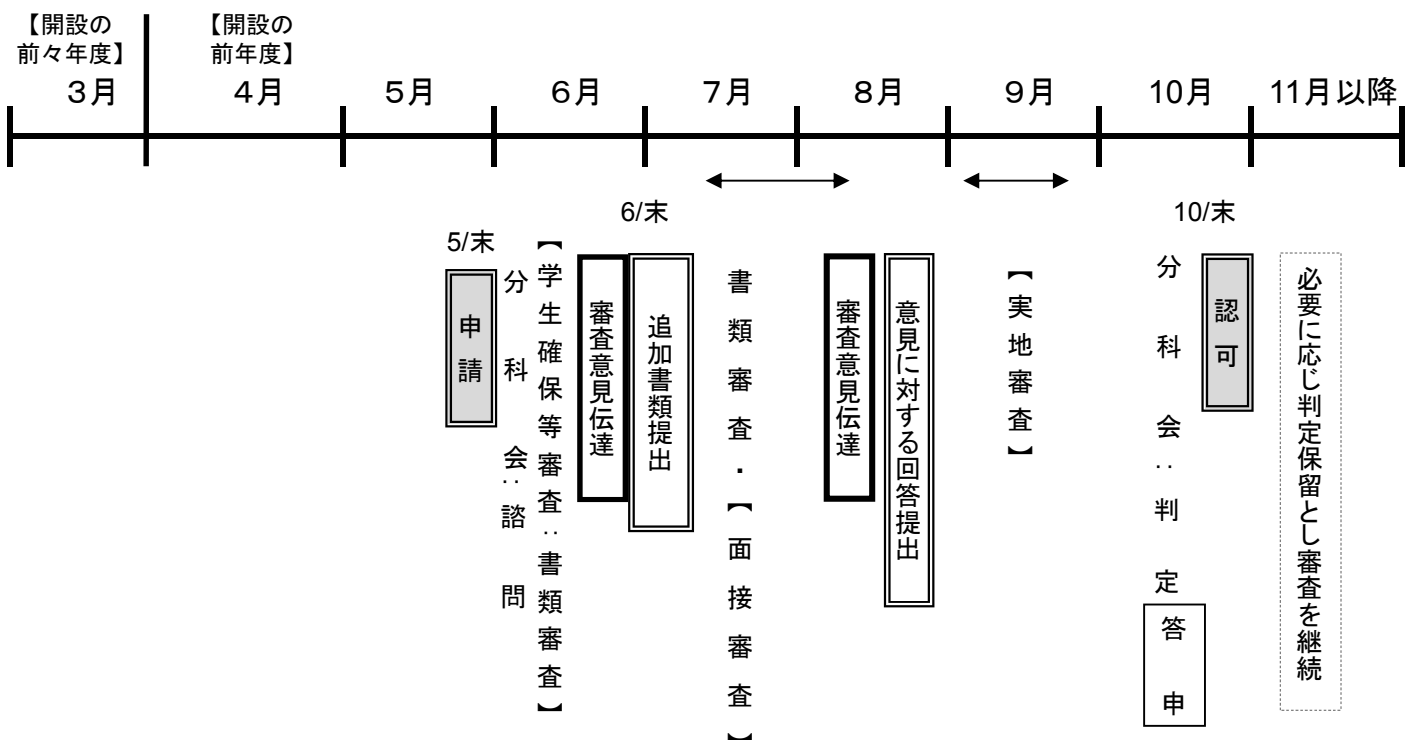
平成27年度開設予定案件まで

— 学部等新設の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

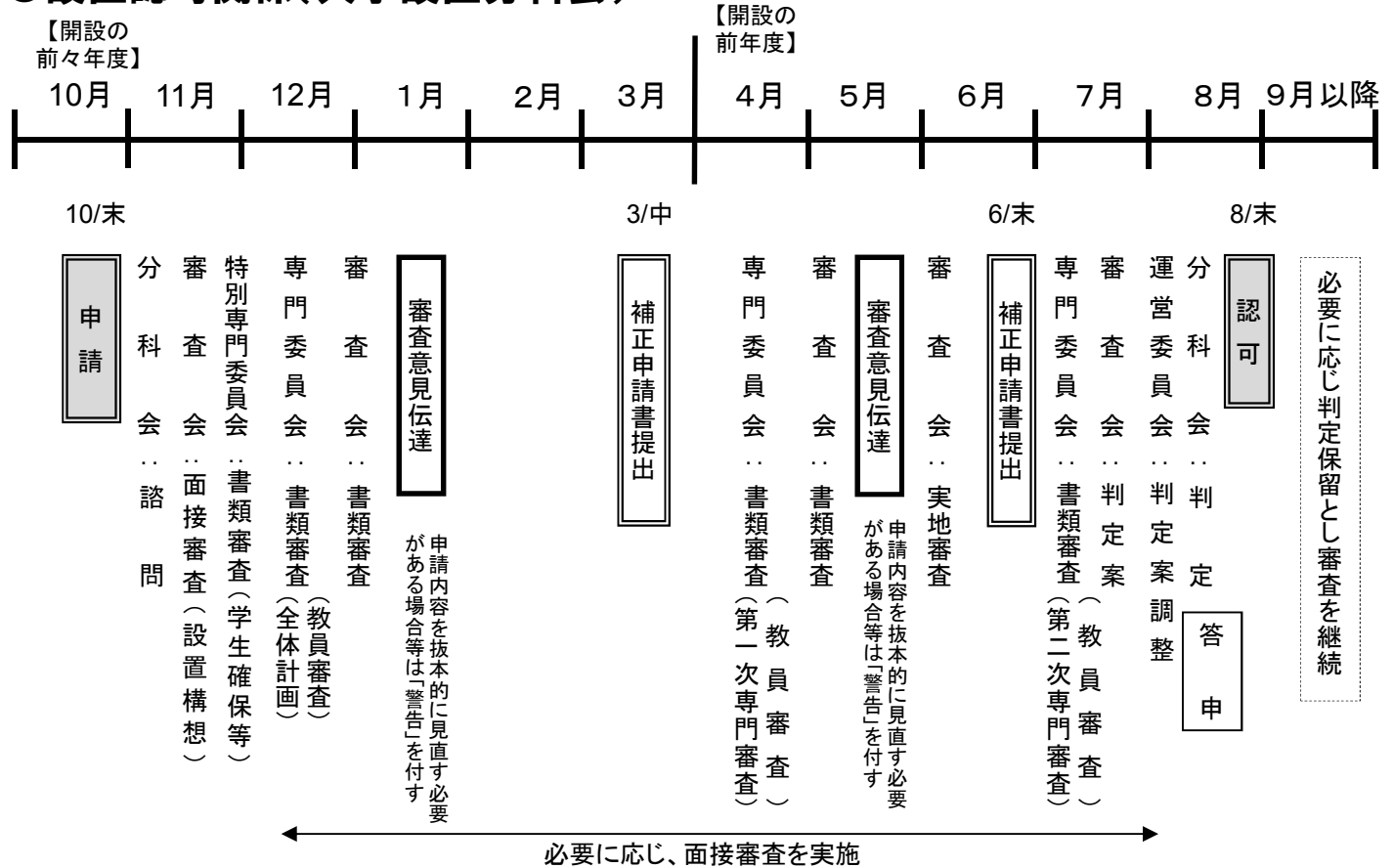


審査スケジュール

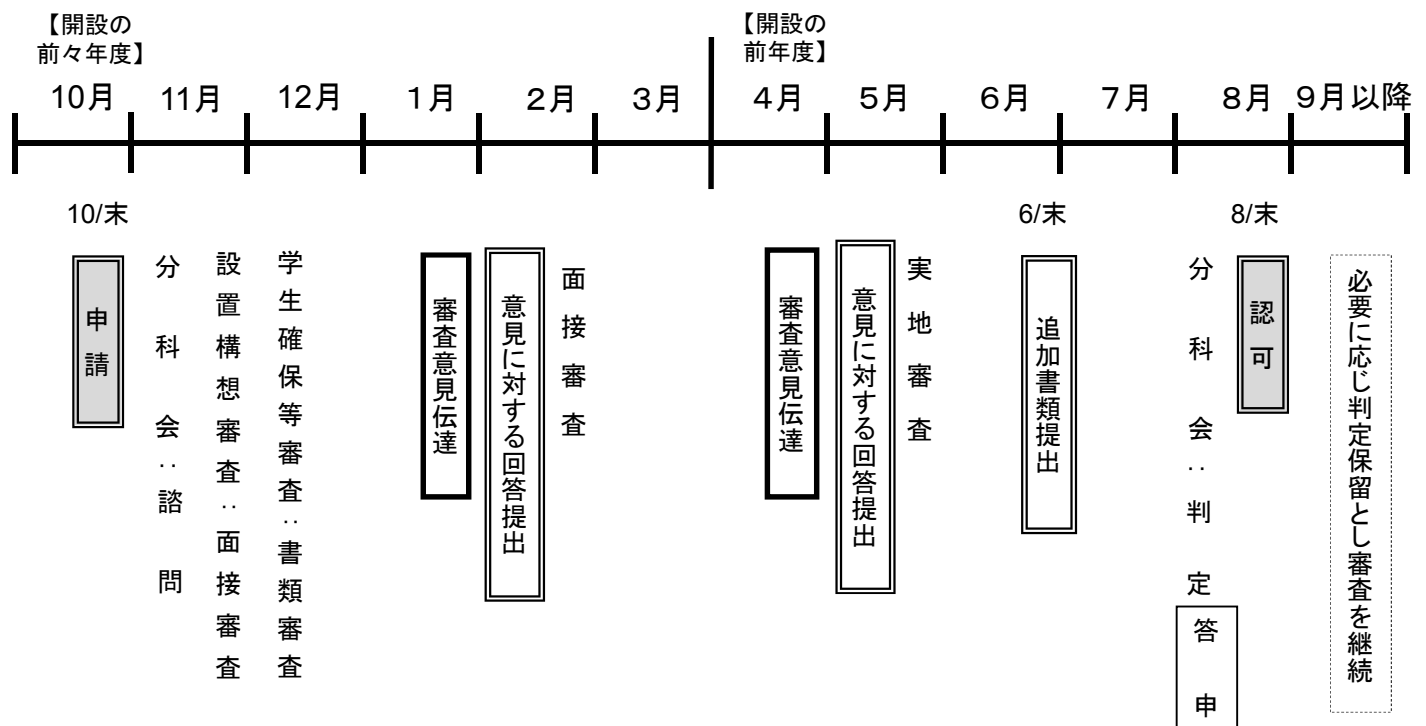
— 大学新設の場合 —

平成28年度開設予定案件から

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

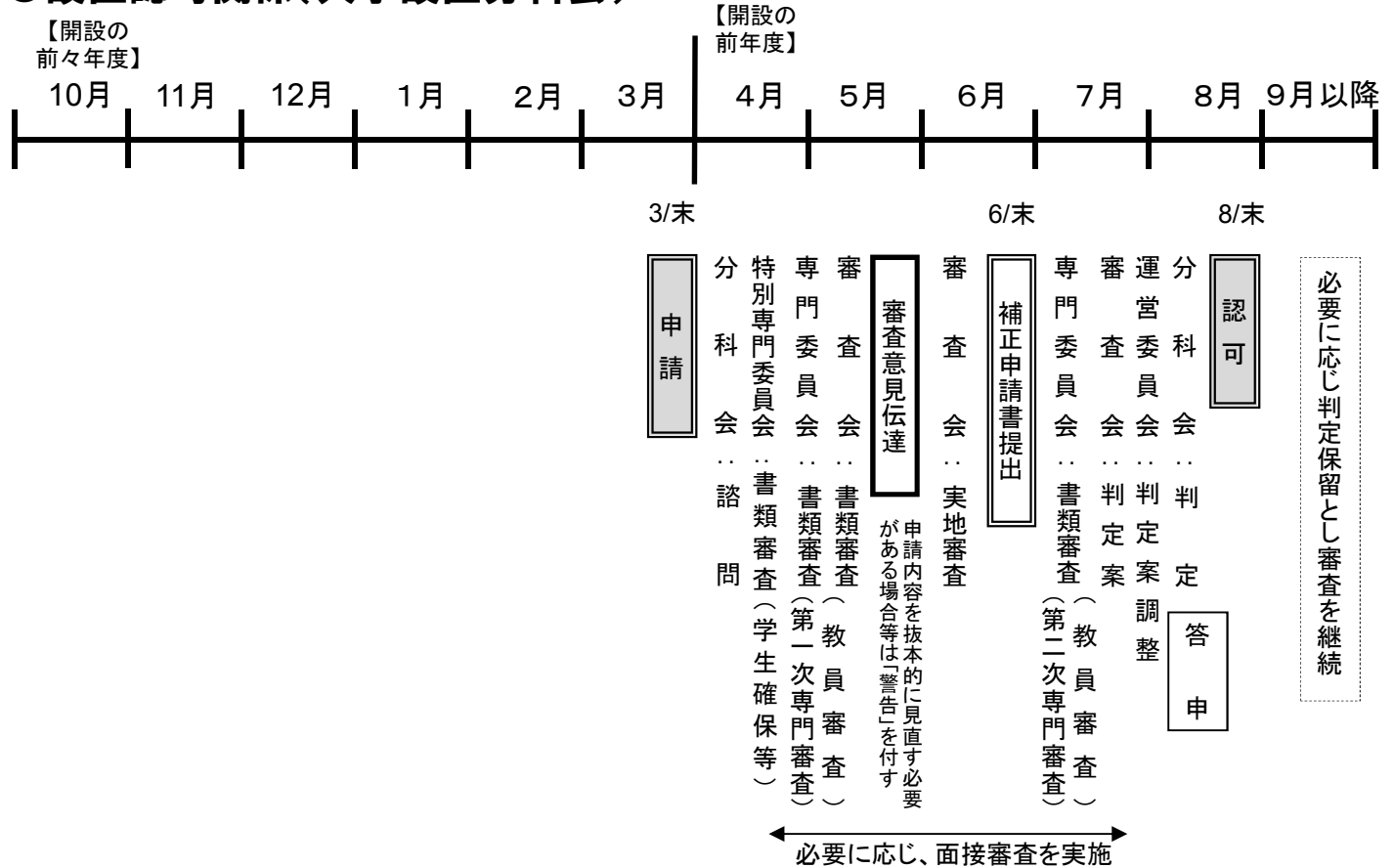


審査スケジュール

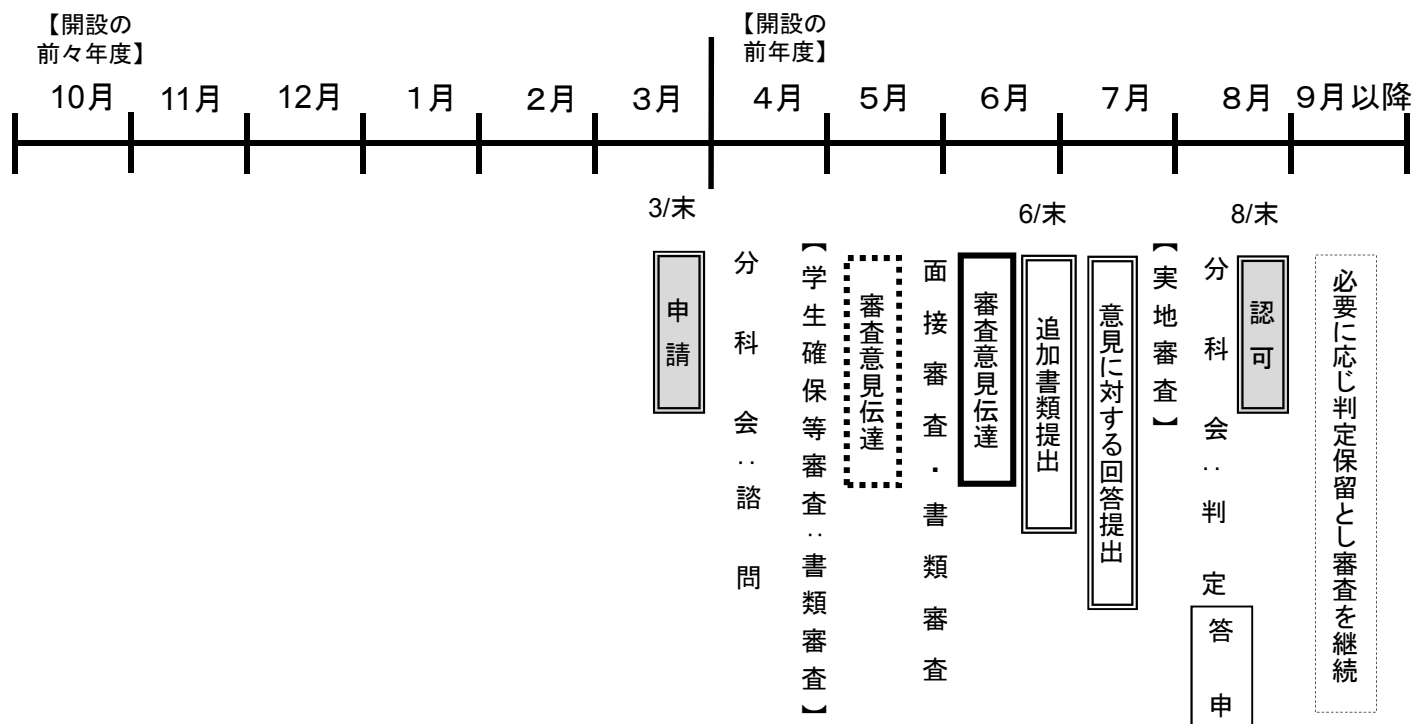
— 学部等新設の場合 —

平成28年度開設予定案件から

○設置認可関係(大学設置分科会)

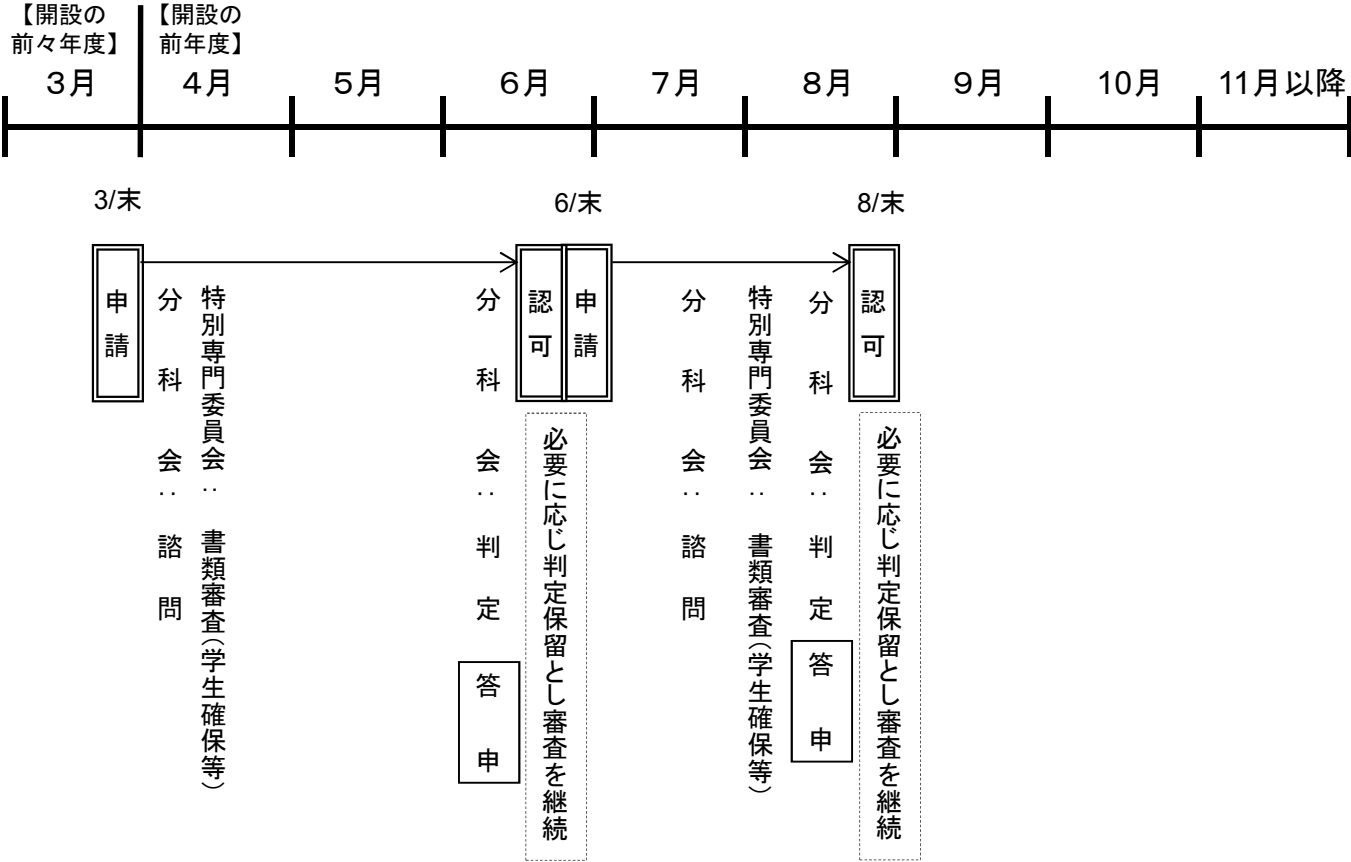


○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



審査スケジュール

— 収容定員増認可の場合(大学設置分科会) —



2. 学生の確保の見通し等に関する書類の明確化について

(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)の改正)

見直しの趣旨

学生の確保の見通しについて、認可申請又は届出のどちらの手続であっても説明が求められることを申請予定者又は届出予定者に認識していただくため、認可申請及び届出に係る手続を定める省令に明記し、位置付けを明確化する。また、それに併せて関連する提出書類の内容を変更し、書類上の取扱いを明確化する。

※ 参照：平成26年2月3日付け「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について(通知)」

(1) 法令上の改正内容

認可及び届出の提出書類等について定める「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)」を、以下のとおり変更する。

	改正前	改正後
大学等の設置 (第2条, 第3条, 第6条)	設置の趣旨等を記載した書類	設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
収容定員変更 (第7条)	学則変更の趣旨等を記載した書類	学則変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

(2) 省令改正に伴う提出書類上の取扱いの変更

これまで、「設置(学則変更)の趣旨等を記載した書類」の一項目として学生の確保の見通し等について説明を求めていたが、上記の省令改正を踏まえ、学生の確保の見通し等の観点について提出書類上明確化を図る。

具体的には、当該箇所を「学生の確保の見通し等を記載した書類」として独立させ、別の書類として取り扱う。

「手引き」における学生の確保の見通し等に関する記載箇所

平成25年度改訂版	平成26年度改訂版
「設置の趣旨等を記載した書類」 イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要 (学部の場合)	「学生の確保の見通し等を記載した書類」(p.94) ※「設置の趣旨等を記載した書類」とは別の書類として取り扱う

(3) 上記書類の提出が必要な案件

- 大学新設案件
- 学部等新設案件（認可申請，届出）
- 収容定員変更案件（認可申請，届出）

(4) 今回の改正の適用年度について

平成27年度開設予定案件から適用する。

(5) 留意点

- 学生の確保の見通し等については従前から説明を求めていた事項であり，今回の改正は新たな説明を求める趣旨の改正ではない（新設する書類の内容も，基本的に昨年度の内容を踏襲している）。
- 従前と同じく，認可申請案件について説明が不十分である場合，認可の基準を満たさないものとして，認可されないことがある。また，届出案件については，学校教育法第4条第3項に基づく措置命令が出されることがある。
- 上記書類の新設に伴い，昨年度の認可申請において別途提出を求めた「学生確保の見通し等に関する資料」（A4横型の資料）は廃止する。

※上記資料の廃止に伴い，認可申請案件について行う「学生確保等に関する審査」は正本と共にご提出いただく抜刷を用いて行いますが，収容定員の変更に係る学則変更の認可申請については，正本・抜刷と共に，本書類のみ抜き出した資料（A4縦型・左側綴じ）を別途25部ご提出ください。その際，大学名を記載した表紙（様式任意）を25部全てに付けてください。提出方法の詳細については，認可申請書提出日ご予約の際にお知らせいたします。

【参考】

○**認可基準（告示）の改正について（平成25年度）**
学生確保の見通し等の審査について

改正の趣旨

大学がその教育研究上の目的を達成し，安定的・継続的な教育研究活動を行う上で，学生確保の見通しがあることや，教育研究目的が人材の需要の動向等社会的要請を踏まえたものであることが重要であることから，認可の基準上これを明確化する観点から改正。（平成25年3月1日施行）

※ 参照：平成25年2月28日付け「大学，大学院，短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部改を改正する告示の施行について（通知）」

3. 届出設置制度の見直しについて

(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成15年文部科学省告示第39号)の改正)

見直しの趣旨

学位の種類及び分野の変更を伴わない範囲において、大学の自主的・自律的な組織編制を可能とするという届出設置制度の趣旨に鑑み、同制度を適切に運用するとともに、大学の教育研究の質を担保するため、目的養成分野の取扱い及び学際領域の取扱いについて改正。

※ 参照：平成26年2月3日付け「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について（通知）」

(1) 目的養成分野の取扱いについて(学位の分野の改正)

学位・学科の分野のうち保健衛生学関係について、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）に改正。（第1条別表第一、第2条別表第二関係）

改正前	改正後
保健衛生学関係	保健衛生学関係(看護学関係), 保健衛生学関係(リハビリテーション関係), 保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係以外)

○改正の内容

これまで、看護学科をすでに設置している大学が新たにリハビリテーション学科を設ける場合は同じ「保健衛生学関係」の学位の分野であるとして届出による設置が可能であったが、今回の上記改正によって異なる分野となることから、設置認可申請が必要となる。

<必要な手続の例>

	既設学科	新設学科	届出設置の可否
例1	看護学科	リハビリテーション学科	不可
例2	口腔保健学科	看護学科	不可
例3	看護学科	口腔保健学科	不可
例4	理学療法学科	作業療法学科	可

※学位の分野に変更がないかどうかは、既設及び新設学科等の教育課程等の内容から総合的に判断されますので、実際の手続にあたっては、必要に応じて設置審の事前相談に諮ってください。

○改正に関する留意事項

- ①保健衛生学関係（看護学関係）については，保健師，助産師，看護師の養成を行うものが含まれる。保健衛生学関係（リハビリテーション関係）については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士の養成を行うものが含まれる。
- ②学科ごとの必要専任教員数を算出するための規定（大学設置基準別表第一等）については改正はなく，従前どおりの取扱いとなる。

<大学設置基準別表第一の適用例>

学科	適用される「学部の種類」
看護学科	保健衛生学関係(看護学関係)
リハビリテーション学科	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
口腔保健学科	

(2)学際領域の取扱いについて

学位・学科の分野が学際領域等別表に掲げる分野の区分により難しい場合に，設置等又は開設の前後において学位・学科の分野の変更を伴わないものとして取り扱うこととするものについて，既設の学部等の廃止を伴い，かつ，新設学部等に必要とされる教員数の半数以上が既設学部等に所属していた教員で占められる等，実質的な組織の変更を伴わない場合に限定。

○改正の内容

これまで，複数の学位の分野の要素が含まれている学科等は，その程度に関わらず「学際領域」として位置付け，既存学科等がない学位の分野が含まれている場合であっても，新設学科等の必要専任教員数の半数以上が既設学科等からの異動であること（教員の1/2ルール）を条件に届出設置を認めてきたが，今回の改正後は，以下のとおり取り扱うこととなる。

- ① 構成分野が複数に跨るが，主となる分野が存在する場合は，他の分野の要素があっても，主となる分野の学位を授与するものとして取り扱う。

<例> 経済学科（学位の分野：経済学関係）を既に設置している大学が新たに観光ビジネス学科（要素として含まれる学位の分野：経済学関係，社会学関係）を設置する場合，観光ビジネス学科の教育課程等を踏まえ，経済学関係が「主となる分野」とであると判定された場合に限って，届出設置を認める。

※「主となる分野」の判定は事務的にはできませんので，必要に応じて設置審の事前相談に諮ってください。

- ② 学科を構成する学位の分野が複数存在し，それぞれの分野の学位を授与するものとして適当と認められる場合は，大学全体として授与する学位の分野が増えない場合に限って届出設置を認める。

〈例〉 新設する観光ビジネス学科（要素として含まれる学位の分野：経済学関係，社会学関係）の教育課程等の内容から，経済学関係と社会学関係が主従の関係になく両立しうるものであって，それぞれの学位を授与するものとして適当と認められる場合は，大学全体として既に経済学関係と社会学関係の学位を授与している場合に限り届出設置を認める。

※複数の分野の関係性については事務的に判断できませんので，必要に応じて設置審の事前相談に諮ってください。

③ 構成分野が特定できないような「学際」分野については，基本的には認可申請とする。他方，学科から学部への改組転換等，教員組織等に実質的な変更を伴わない組織再編については，以下の条件のもとで届出設置を認める。

(a) 既存組織を基に新設組織を設置する計画であり，既存組織を廃止する計画であること。

(b) 新設組織の必要専任教員数の半数以上が既存組織に所属していた教員から移行するものであること。

〈例〉 「教養学科」や「リベラルアーツ学科」など，複数の学位の分野の要素は含まれているものの，いずれの分野も学位として授与できるほど明確ではなく，主となる分野も特定できない場合は，届出設置は認められず，認可申請が必要となる（要素として含まれる全ての学位の分野を，すでに大学全体として授与している場合であっても，届出設置は認められない）。

ただし，既設学科としてある「人文学部教養学科」を，教員組織等に実質的な変更を伴わずに「教養学部教養学科」に改組するような場合は，既設の人文学部教養学科を廃止し，かつ新設する教養学部教養学科の必要専任教員数の半数以上が人文学部教養学科から移行することを条件に，届出設置を認める。

※実質的な変更を伴わない組織再編かどうかについては事務的に判断できませんので，必要に応じて設置審の事前相談に諮ってください。

4. 審査プロセスの見直しについて（平成25年度審査から）

設置構想審査、及び学生確保等に関する実施について

見直しの趣旨

設置計画全体が社会的要請等を反映し、現実性が十分に認められるものであることを確認するため、教育課程や教員等の審査に入る前に、理事長（予定者）及び学長予定者から設置の理念を含む設置構想全体について説明を求める面接審査を実施する。

また、上記認可基準の改正に伴い、学生確保の見通しや社会的要請等が現実的なものであるか十分に確認するため、当該事項に特化した専門委員会による書面審査を実施する。

○ 設置構想審査

(1) 審査体制

大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同

(2) 審査対象

大学新設案件

(3) 審査時期

平成27年開設予定案件 4月

平成28年開設予定案件 11月

(4) 審査方法

- ① 理事長（予定者）及び学長予定者と面接し設置計画等について質疑
- ② 原則として、自治体からのヒアリングを実施
- ③ 審査結果を、平成27年度開設予定案件は5月、平成28年度開設予定案件は1月に意見伝達

(5) 関係資料

「設置構想の概要」（手引き p.151）

○ 学生確保等に関する審査

(1) 審査体制

大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同

(2) 審査対象

- ① 大学新設案件

- ② 学部等新設案件
- ③ 収容定員増案件

(3) 審査方法

- ① 申請者が提出した資料に基づき書面により審査
- ② 審査結果の意見伝達時期は以下のとおり

平成27年度開設予定案件

大学新設案件は5月、学部等新設案件は8月、収容定員増案件は6月又は8月
平成28年度開設予定案件

大学新設案件は1月、学部等新設案件は5月、収容定員増案件は6月又は8月

(4) 関係資料

「学生の確保の見通し等を記載した書類」（手引き p.94）

5. 公正な設置認可審査の実施について（ペナルティ制度）

1. 設置認可をしない場合

- 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準

（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

- 一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 二 （略）
- 三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

2. 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者

- 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の運用（平成 18 年 4 月 18 日通知）

第 2 条第 1 号（認可申請書又は届出書類における不正）の運用方針

① 「偽りその他不正の行為があった者」について

過去の認可申請（認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない）又は届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあった者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。

- i) 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
（例）教員の業績等の水増し、実施予定のない取組の記載、架空の寄付金の計上
- ii) 面接審査・実地審査時における不正の行為
（例）虚偽・重大な事実を欠く陳述、校舎・設備等の偽装、広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載
- iii) その他
（例）法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽、学内手続に係る不正

3. 設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる場合

○教員組織の整備状況、授業科目の開設状況、校舎等の施設及び設備の整備状況について履行の状況が著しく不相当と認められる場合。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の運用

(平成18年4月18日通知)

第2条第3号(設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる場合)の運用方針

② 「履行の状況が著しく不相当と認められる」場合について

・・・「履行の状況が著しく不相当と認められる」典型的な類型としては、以下のとおりである。これらを目安として、大学設置・学校法人審議会の専門的な意見を踏まえ、「著しく不相当」か否かを判定する。

i) 教員組織の整備状況

- ・ 教員の未就任等により、当該年度において段階整備の告示に定める「教員数に占める割合」を充足しない場合
- ・ 教員の未就任等が相当数に上り、主要授業科目の多数を兼任教員が担当する等、教育課程の円滑な実施に支障が生ずると認められる場合

ii) 授業科目の開設状況

以下のような事由により、教育課程の体系的な履修に支障が生じていると認められる場合

- ・ 授業科目の配当年次の大幅な変更
- ・ 多数の授業科目内容の変更
- ・ 主要授業科目の未開講

iii) 校舎等の施設及び設備の整備状況

- ・ 整備計画の遅延により、段階整備の告示に定める「校舎等に占める割合」を充足しない場合
- ・ 開設する授業科目に必要な教室(講義室、演習室、実験・実習室等)が備わっていない等、教育研究活動の円滑な実施に重大な支障が生ずると認められる場合

※ 設置計画履行状況等調査(AC:アフターケア)の制度改正については、本資料125ページ参照。

申請書等に重大な不正な記載が発見された場合、それが意図的なものであるかどうかにかかわらず、審査中止等の対応を行うこととなりますので、申請書等の作成・提出に当たっては、記載内容を十分に精査していただくようお願いいたします。

※教員本人が作成した個人調書の内容に(意図的でない)不正な記載が発見された場合であっても、同様の対応となることがありますので、御注意ください。

6. 設置認可申請書類等の大学設置室HPへの掲載について

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則が平成21年2月(同年3月施行)に改正され、学生等の消費者保護を図るとともにより透明な設置認可行政を実現するという観点から、大学の設置認可等の際における情報公開の対象の拡大が図られた。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)

(認可等の公表)

第12条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可(次条及び第十四条において単に「認可」という。)をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書(別記様式第二号)、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等(大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期)を記載した書類及び教員名簿(別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。)並びに次条に規定する事項その他必要な事項(大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項)をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

1 提出期限について

平成27年度開設予定案件(日付はいずれも平成26年度)

手続の種類	電子ファイル提出期限	
大学新設(10月末認可)	11月14日(金)	
学部等設置(10月末認可)	11月14日(金)	
通信教育の開設(10月末認可)	11月14日(金)	
収容定員増	(6月認可)	7月11日(金)
	(8月認可)	9月12日(金)
収容定員変更(届出)	届出をした日から2週間後まで	
設置者変更	認可日から2週間後まで	
学部等設置, 通信教育の開設(届出)		
届 出 時 期		
4月22日(月)～4月26日(金)	7月11日(金)	
5月27日(月)～5月31日(金)	8月15日(金)	
6月24日(月)～6月28日(金)	9月12日(金)	
7月25日(木)～7月31日(水)	10月10日(金)	
8月26日(月)～8月30日(金)	11月14日(金)	
9月24日(火)～9月30日(月)	12月12日(金)	
11月25日(月)～11月29日(金)	2月13日(金)	
12月19日(木)～12月26日(木)	3月20日(金)	
学部等廃止の届出	届出日から2週間後まで	

平成 28 年度開設予定案件（日付はいずれも平成 27 年度）

手続の種類	電子ファイル提出期限
大学新設（8 月末認可）	9 月 1 1 日（金）
学部等設置（8 月末認可）	9 月 1 1 日（金）
通信教育の開設（8 月末認可）	9 月 1 1 日（金）
収容定員増（6 月認可）	7 月 1 0 日（金）
（8 月認可）	9 月 1 1 日（金）
収容定員変更（届出）	届出をした日から 2 週間後まで
設置者変更	認可日から 2 週間後まで
学部等設置，通信教育の開設（届出）	（調整中）
学部等廃止の届出	届出日から 2 週間後まで

2 公表の対象区分

- ①大学又は高等専門学校の設置
- ②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④高等専門学校の学科の設置
- ⑤大学における通信教育の開設
- ⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更
- ⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き (平成26年度改訂版)の主な改正点

◆各大学等への発送

発送業者より、平成26年2月19日発送済み

◆手引きの文部科学省ホームページ掲載

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/tebiki.htm

1. 審査スケジュールの変更に伴う記載(p.3ほか)

- ・ 審査スケジュールの変更の過渡期の対応として、平成27年度開設予定案件と平成28年度開設予定案件の審査スケジュールを併記

2. 書類提出期間の変更(平成26年3月末申請)(p.3, p.8)

- ・ 平成26年3月末の書類提出期間を、下記のとおり変更
変更前) 3月24日(月)~3月28日(金) 予備日:3月31日(月)
変更後) 3月20日(木)~3月27日(木)(土日祝日除く) 予備日:3月28日(金), 3月31日(月)

3. 組織の移行表(p.30, p.34)

- ・ 従前から求めていた大学等の設置に係る認可申請又は届出の場合に加えて、収容定員の変更に係る学則変更の届出の場合にも組織の移行表を添付するよう取扱いを変更。

4. 届出設置制度の改正に伴う取扱い(p.53ほか)

- ・ 学位又は学科の分野を記載する箇所について、学位の分野が特定できない学際領域の場合は「学際領域」と記入するよう取扱いを追加。併せて、届出設置制度が改正されたことの注意文を追加。

【該当書類】

- ・ 設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況(p.53)
- ・ 基礎となる学部等の改編状況(p.54)※注意文のみ追加
- ・ 教育課程等の概要(p.56~)
- ・ 事前相談書類「設置計画の概要」(p.177)

5. 設置の趣旨等を記載した書類(p.73～)

- ・ 本書類の冒頭に目次を付けるよう取扱いを追加。(p.73)
- ・ 「才 教員組織の編成の考え方及び特色」の項目にて、施設指定申請等の関係でやむを得ず学科の専攻等に定員を設定する場合の各専攻の教員組織編制の考え方について説明を求めることを追加。(p.75)
- ・ 実習を行う場合の実習先の確保の状況に関する説明について、実習施設一覧と受入承諾書の添付が必要であることを明確化。(p.78)
- ・ 看護学に関する学科等を設置する場合の、「コ 実習の具体的計画」の項目における説明事項を追加。(p.79, p.85)
- ・ 「学生の確保の見通し等を記載した書類」を新設(後述)することに伴い、関連箇所を削除(上記書類へ移行)

6. 学生の確保の見通し等を記載した書類(p.74) ※新設

- ・ 学生確保等の見通しについて、従来「設置の趣旨等を記載した書類」にて説明を求めていた取扱いを変更し、独立した書類として新設。
- ・ 設置認可申請又は届出、収容定員の変更に係る学則変更の認可申請又は届出を行う場合に必ず作成が必要。
- ・ 説明を求める内容は基本的に従来の内容を踏襲。
- ・ 審査の主な観点など、書類作成の際の指針となるような記載を追加。
- ・ 本書類の新設に伴い、昨年度の認可申請において別途提出を求めた「学生確保の見通し等に関する資料」(A4横型の資料)は廃止。

※上記資料の廃止に伴い、学生確保等に関する審査は正本と共にご提出いただく抜刷を用いて行いますが、収容定員の変更に係る学則変更の認可申請については、正本・抜刷と共に、本書類のみ抜き出した資料(A4縦型・左側綴じ)を別途25部ご提出ください。その際、大学名を記載した表紙(様式任意)を25部全てに付けてください。

7. 教員名簿[教員の氏名等](p.101)

- ・ 完成年度前に退職する予定の教員と、当該教員の後任として新規採用する教員がいる場合の記載方法を明記(p.101, p.105)
- ・ 「月額基本給」の算出例と、「担当単位数」の算出例を追加(p.102,p.103)

8. 判定カード(p.137～)

- ・「職位の適格性」の欄について、1人の教員で複数の判定カードを作成する場合の取扱い(2枚目以降に斜線を引くなど)を追加。(p.137)
- ・リハビリテーション専門委員会の専攻分野に「言語聴覚学」を追加。(p.142)

9. 事前相談資料(p.175～)

- ・「設置計画の概要」の「新設学部等において養成する人材像」の欄について、複数の学科等の設置を行う場合に学部等に関する事項を併せて記載する取扱いを追加。(p.177)
- ・名称変更の事前相談資料のうち、「設置時からの教育課程の変更状況」について、平成21年4月時点の教育課程の状況の記載を求めていたものを、年度進行に合わせて平成22年4月時点のものに変更。(p.180)

10. 設置計画履行状況等調査(p.187～)

- ・「専任教員採用等設置計画変更書(AC教員審査)」作成要領の説明を拡充。(p.189～)
- ・外国の大学等の経歴を有している者がいる場合の正規大学であることの確認書類の添付位置を変更。(p.191)
変更前) 正本及び抜刷の最後尾に添付して帳合い
変更後) 「変更教員一覧」に添付し、クリップ留めで提出
- ・「変更教員一覧」及び「担当者連絡先」の様式を変更。(p.196, p.197)

11. 付録(p.240～)

- ・「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」を新規収録。

※ 上記のほかにも細かな修正・追記箇所(説明の充実など)がありますので、書類作成に当たっては、本手引きの記載内容をよくご確認ください。

審査の観点

学部等	1
大学院	4
専門職大学院	8
教職大学院	1 2
共同教育課程	1 8

学部等の審査の観点について

学部等の審査においては、大学・短期大学の目的に応じて、下の表に掲げる審査の手順及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
<p>1. 設置の趣旨・目的</p> <p>① 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。</p> <p>② 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。</p> <p>③ 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。</p> <p>④ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。</p> <p>⑤ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。</p>	<p>法83, 108 設2, 3~6 短2, 3</p> <p>基準告示1① 基準告示1②</p>
<p>2. 名称</p> <p>① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。</p> <p>② 学位に付記する専攻分野の名称は、学部・学科名称等に適切に対応しているか。</p> <p>③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。</p>	<p>設40の4 短33の4 学位規則10</p>
<p>3. 教育課程</p> <p>3-1 入学者選抜</p> <p>○ 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。</p> <p>3-2 教育課程</p> <p>(1) 教育課程の編成方針</p> <p>① 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。</p> <p>② 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。</p> <p>(2) 教育課程の編成方法</p> <p>○ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。</p> <p>(3) 授業を行う学生数</p> <p>○ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような人数となっているか。</p> <p>(4) 通信教育課程</p> <p>○ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。</p> <p>3-3 教育方法等</p> <p>(1) 授業の方法・単位</p> <p>① 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。</p> <p>② 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。</p>	<p>法90 施行規則150-154 設2の2, 短2の2</p> <p>法83 設19 短5</p> <p>法83 設20 短6</p> <p>設24 短10</p> <p>大通2 短通2</p> <p>設21, 25 短7, 11 メディア告示</p>

<p>(2) 授業日数・授業期間</p> <p>○ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。</p> <p>○ 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができるかと認められるか。</p> <p>(3) 単位互換・既修得単位の認定</p> <p>○ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位未満（短大にあっては30単位未満）とすることとしているか。</p> <p>(4) 夜間学部・昼夜開講制</p> <p>○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。</p> <p>(5) 学外実習</p> <p>○ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。</p> <p>(6) 通信教育課程</p> <p>○ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。</p> <p>3-4 卒業要件等</p> <p>① 卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。</p> <p>② 履修科目の登録上限（CAP制）の設定、厳格な成績評価（GPA）など、いわゆる「出口管理」に努めているか。</p>	<p>設22, 23 短8, 9</p> <p>設28 短14</p> <p>設36⑥ 短28⑥</p> <p>設19① 短5①</p> <p>大通12 短通12</p> <p>設2, 32 短2, 18 設25の2②, 27の2 短11の2②, 13の2</p>
<p>4. 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制</p> <p>① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。</p> <p>② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。</p> <p>③ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。</p> <p>④ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。</p> <p>(2) 専任教員</p> <p>① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。</p> <p>② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。</p> <p>③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。</p> <p>④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。</p> <p>⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。</p>	<p>設7①～③, 10 短20①～③ 短20の2</p> <p>設7④, 12, 31③ 短17③, 20④, 21の2 大通9③ 短通9③</p>
<p>5. 施設・設備等</p> <p>5-1 施設・設備</p> <p>① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。</p> <p>② 専任教員に対して研究室が備えられているか。</p> <p>③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）</p> <p>④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。</p> <p>⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。</p>	<p>設35, 36, 38, 40～40の3 短28, 29, 33～33の3</p>

<p>⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合は、実地にて確認する。また、その場合、学生が円滑に利用できるようになっているか。</p> <p>⑦ 運動場に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由があると認められ、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。</p> <p>⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。</p> <p>⑨ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。</p> <p>⑩ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。</p> <p>5-2 校地・校舎</p> <p>① 大学における校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。</p> <p>② 校舎の面積は、設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。</p> <p>③ 空地に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由があると認められ、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。</p>	<p>設35 短27の2</p> <p>サテライト告示</p> <p>設37, 37の2 短30, 31</p> <p>設34 短27</p>
<p>6. その他</p> <p>6-1 FD</p> <p>○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>6-2 自己点検・評価</p> <p>① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p> <p>6-3 情報の公表</p> <p>① 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。</p> <p>② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。</p> <p>6-4 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制</p> <p>○ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組み、また、そのための体制を整えているか。</p> <p>6-5 定員超過</p> <p>○ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。(学部・学科単位で入学定員ベースで1.3倍以上のもの)</p>	<p>設25の3 短11の3</p> <p>法109</p> <p>法113 施行規則172-2</p> <p>設42の2 短35の2</p> <p>基準告示1③</p>

※「参照条文」欄の略称について

- 法 . . . 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 施行規則 . . . 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- 設 . . . 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
- メディア告示 . . . 平成13年文部科学省告示第51号
- サテライト告示 . . . 平成15年文部科学省告示第43号
- 短 . . . 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）
- 大通 . . . 大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）
- 短通 . . . 短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）
- 基準告示 . . . 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

大学院の審査の観点について

大学院（専門職大学院を除く。）の審査においては、大学院共通の目的及び各課程の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
<p>1. 設置の趣旨・目的</p> <p>1-1 大学院の目的</p> <p>(1) 人材養成に係る目的の明確化等</p> <p>① 各専攻ごとに、具体的にどのような人材を養成しようとしているか、どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確となっているか。</p> <p>② 研究科又は専攻ごとに人材養成の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。</p> <p>③ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。</p> <p>④ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。</p> <p>(2) 大学院の課程の目的との整合性</p> <p>① 教育研究の理念は、明確となっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。</p> <p>② 人材養成の目的・教育研究の理念は、大学院の課程が担う法令上の目的・役割に整合しているか。</p> <p>【大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」</p> <p>【修士（博士前期）課程の目的】：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」</p> <p>【博士課程の目的】：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」</p> <p>(3) 大学院大学</p> <p>① 学部を置くことなく大学院大学を設置することについて、教育研究上における特別の必要性があることが、具体的データ等を根拠に立証されているか。</p> <p>② 学部を置かない大学院として、大学としての機能（大学らしさ）を具体的にどのような形で担保しているか。</p> <p>1-2 基本組織</p> <p>① 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。</p> <p>② 学部・附置研究所等との連携を適切に図りつつ、大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に適切に配慮しているか。</p>	<p>院1の2</p> <p>基準告示1①</p> <p>基準告示1②</p> <p>法99①</p> <p>院3①・4①、11②</p> <p>法103</p> <p>院23・24</p> <p>院5～7の3</p>
<p>2. 名称</p> <p>① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。</p> <p>② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。</p> <p>③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。</p>	<p>院22の4</p> <p>学位規則10</p>
<p>3. 教育課程</p> <p>3-1 入学者選抜</p>	<p>院1の3</p>

<p>① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確とし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。</p> <p>② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。（修士課程のみ）</p>	院3
<h3>3-2 教育課程</h3>	
<h4>(1) 学部教育・課程間の接続</h4>	
<p>○ アドミッション・ポリシーに応じて、受入れ学生の入学前教育（学部教育又は修士課程教育）との接続を考慮した教育課程となっているか。</p>	
<h4>(2) 人材養成の目的に沿った編成</h4>	
<p>① 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。</p> <p>② 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。</p> <p>③ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しているか。</p>	院11, 12
<h4>(3) 大学院の課程の目的に沿った編成</h4>	
<p>○ 大学院の課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。</p> <p>【修士（博士前期）課程の目的】：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」</p> <p>【博士課程の目的】：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」</p>	法99 院3①, 4①, 12
<h4>(4) 履修モデル・コースワーク</h4>	
<p>① 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。</p> <p>② 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう適切に配慮しているか。</p>	院1の2, 11
<h4>(5) 通信教育課程</h4>	
<p>○ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。</p>	院26
<h3>3-3 教育方法等</h3>	
<h4>(1) 教育プロセスの明確化</h4>	
<p>① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導・研究指導）のプロセスは、明確になっているか。</p> <p>② 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。</p>	院11, 12
<h4>(2) 授業の方法・単位</h4>	
<p>① 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。</p> <p>② 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。</p>	設25 メディア告示
<h4>(3) 成績評価基準等の明示等</h4>	
<p>① 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっているか。</p> <p>② 学修の成果・学位論文に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。</p> <p>③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。</p>	院14の2

<p>〔4〕 授業日数・授業期間</p> <p>○ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。</p> <p>○ 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。</p>	<p>設22・23</p>
<p>〔5〕 単位互換・既修得単位の認定</p> <p>① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、10単位未満とすることとしているか。</p> <p>② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、10単位未満とすることとしているか。</p>	<p>設28・30①③ 院15</p>
<p>〔6〕 夜間大学院・昼夜開講制</p> <p>○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。</p>	<p>院2の2, 14 設36⑥</p>
<p>〔7〕 学外実習</p> <p>○ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。</p>	<p>院11</p>
<p>〔8〕 通信教育課程</p> <p>○ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。</p>	<p>院30</p>
<p>3-4 社会のニーズとのマッチング</p> <p>○ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。</p>	
<p>3-5 修了要件等</p>	
<p>〔1〕 修了要件</p> <p>○ 修了要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。</p>	<p>院1の2, 3, 4, 16, 16の2, 17</p>
<p>〔2〕 学位授与プロセスの透明性の確保</p> <p>① 学位論文審査・最終試験の方法は、明確となっているか。</p> <p>② 学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は、広くインターネットの利用により社会に公表する仕組みとなっているか。（博士課程のみ）</p>	<p>学位規則5, 8 院14の2</p>
<p>4. 教員組織</p>	<p>設7, 12</p>
<p>〔1〕 教員組織の編制</p> <p>① 授与する学位の種類に応じて、専攻ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を必要な数置いているか。特に、教員の学位保有状況には留意する。</p> <p>② 授与する学位の分野に応じて、設定した研究領域ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を置いているか。</p> <p>【修士課程】：担当分野に関し高度の教育研究上の指導能力＋業績等</p> <p>【博士課程】：担当分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力＋業績等</p> <p>③ 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。</p> <p>④ 教育研究水準の維持向上・教育研究の活性化に配慮した教員の年齢構成になっているか。</p>	<p>院8, 9 告示</p>
<p>〔2〕 専任教員</p> <p>① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。</p>	

<p>② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。</p> <p>③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。</p> <p>④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。</p> <p>⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。</p>	<p>院8⑥</p>
<p>5. 施設・設備等</p> <p>5-1 施設・設備</p> <p>① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。</p> <p>② 専任教員に対して研究室が備えられているか。</p> <p>③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）</p> <p>④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。</p> <p>⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。</p> <p>⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。</p> <p>⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。</p> <p>5-2 校地・校舎</p> <p>○ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。</p>	<p>設36①～③, 38 院19～22の3</p> <p>サテライト告示</p> <p>院24</p>
<p>6. その他</p> <p>6-1 FD</p> <p>○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>6-2 自己点検・評価</p> <p>① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p> <p>6-3 情報の公表</p> <p>当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。</p> <p>② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。</p>	<p>院14の3</p> <p>法109</p> <p>法113 施行規則172-2</p>

※「参照条文」欄の略称について

- 法 . . . 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 施行規則 . . . 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- 設 . . . 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
- メディア告示 . . . 平成13年文部科学省告示第51号
- サテライト告示 . . . 平成15年文部科学省告示第43号
- 院 . . . 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
- 告示 . . . 平成11年文部省告示第175号
- 基準告示 . . . 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

専門職大学院の審査の観点について

専門職大学院の審査においては、専門職学位課程の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
<p>1. 設置の趣旨・目的</p> <p>1-1 専門職大学院の設置の趣旨</p> <p>① 当該専門職大学院の設置により、理論と実務の架橋を図る教育課程等の確立を図り、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められるプロフェッショナル集団を強固に形成する役割を果たす見通しが十分に得られることについて、具体的なデータ等を根拠に明確に立証されているか。</p> <p>② 他の学位課程や学校種との関係を踏まえ、当該専門職大学院が果たしうる役割・機能・特色などが明確に整理されているか。</p> <p>③ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。</p> <p>④ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。</p> <p>1-2 専門職大学院の目的</p> <p>(1) 人材養成に係る目的の明確化</p> <p>① 当該専門職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。</p> <p>② 人材養成の目的を学則等に明記し、組織的に共有する仕組みとなっているか。</p> <p>③ 教育研究の理念は、明確になっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。</p> <p>④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、専門職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。</p> <p>【専門職大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」</p> <p>【専門職学位課程の目的】：「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」</p> <p>(2) 大学院大学</p> <p>① 学部を置くことなく大学院大学を設置することについて、教育研究の目的・内容の上から大学院独自の教育研究を展開することが特に有益である場合など、独立大学院とすることについての教育研究上の意義が明らかとなっており、特別の必要性があることが、具体的なデータ等を根拠に明確に立証されているか。</p> <p>② 学部を置かない大学院として、世界に共通して認識される大学の本質等といった、大学としての機能（大学らしさ）を具体的にどのような形で担保しているか。</p> <p>1-3 基本組織</p> <p>① 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。</p> <p>② 実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供しているか。大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に配慮しているか。</p>	<p>H17答申</p> <p>基準告示1①</p> <p>基準告示1②</p> <p>法99②</p> <p>院1の2</p> <p>院11②</p> <p>専2</p> <p>法103</p> <p>院23・24</p> <p>院5～7の3</p> <p>専5②・附則②</p>
<p>2. 名称</p> <p>① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。</p> <p>② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。</p> <p>③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。</p>	<p>院22の4</p> <p>学位規則10</p>
<p>3. 教育課程</p> <p>3-1 入学者選抜</p> <p>① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められている</p>	<p>院1の3</p>

か。 ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。	専3
3-2 教育課程	
(1) 人材養成の目的に沿った編成	専2・6
① 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。 ② 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。 ③ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮しているか。 ④ 教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目が開設され、体系的な教育課程が編成されているか。	
(2) 専門職学位課程の目的に沿った編成	専2・6
① 専門職学位課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。 【専門職学位課程の目的】：「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」 ② 新しい社会のニーズに応える幅広く、かつ高度の専門的教育を行うと共に、実務との融合を図る教育内容となっているか。	
(3) 履修モデル・コースワーク	専6
① 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。 ② 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう配慮しているか。	
(4) 通信教育課程	院26 専9
○ 通信教育を行う場合、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野であるか。	
3-3 教育方法等	
(1) 授業を行う学生数	専7
○ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような人数となっているか。	
(2) 教育プロセスの明確化	専6
① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導）のプロセスは、明確になっているか。 ② 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。	
(3) 授業の方法・単位	専8 メディア告示
① 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。さらに、専門職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。 ② 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。 ③ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。	
(4) 成績評価基準等の明示等	専10
① 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。 ② 学修の成果に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。 ③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。	
(5) 授業日数・授業期間	設22・23

<p>○ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。</p> <p>○ 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。</p>	
<p>(6) 単位互換・既修得単位の認定</p> <p>① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲となっているか。</p> <p>② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲となっているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は適切なものとなっているか。</p>	<p>専13・14・16</p>
<p>(7) 夜間大学院・昼夜開講制</p> <p>○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。</p>	<p>設36⑥ 院2の2・14</p>
<p>(8) 学外実習</p> <p>○ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。</p>	
<p>(9) 通信教育課程</p> <p>○ 通信教育を行う場合、専門職大学院として十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について行われているか。また、多様なメディアを高度に利用することにより面接授業に相当する教育効果を有するものとなっているか。</p>	<p>専9</p>
<p>3-4 社会のニーズとのマッチング</p> <p>○ 専門職学位課程の設置目的や人材養成の到達点及び専攻分野の特性に応じ、教育課程の編成・教育方法等の検討にあたっては、社会の要請及び産業界や学協会等のニーズを的確に踏まえた対応となっているか。</p> <p>3-5 修了要件</p> <p>○ 修了要件は、人材養成目的及び専門職学位課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。</p> <p>3-6 修了者の進路</p> <p>○ 当該専門職大学院の修了生の進路や修了生の社会的評価などについて適切に把握し、それに基づき教育課程等を改善する取組が行われる仕組みとなっているか。</p>	<p>専2・6 H17答申</p> <p>院1の2 専2, 15</p>
<p>4. 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制</p> <p>① 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置いているか。</p> <p>② 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。</p> <p>③ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。</p> <p>④ 主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。</p> <p>⑤ 専任教員は担当分野に関する高度の教育上の指導能力を有し、かつその他の必要な要件（①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識・経験のいずれか）を備え、必要数を充足しているか。</p> <p>⑥ 教員組織のうちおおむね3割以上がいわゆる実務家教員（5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する者）となっているか。実務家教員の配置・バランスは、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。</p> <p>⑦ 専門職大学院の独立性の確保に鑑み、当該専門職大学院の授業のみを担当する専任教員は必要数を充足しているか。</p> <p>(2) 専任教員</p> <p>① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。</p>	<p>設7・10・12 専4・5 専告示1・2</p> <p>設12 専4・5</p>

<p>② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。</p> <p>③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。</p> <p>④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。</p> <p>⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。</p>	院8⑥
<p>5. 施設・設備等</p> <p>5-1 施設・設備</p> <p>① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。</p> <p>② 専任教員に対して研究室が備えられているか。</p> <p>③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）</p> <p>④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。</p> <p>⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。</p> <p>⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。</p> <p>⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。</p> <p>5-2 校地・校舎</p> <p>○ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。</p>	<p>設36①～③・38 院19～22の3・ 専17</p> <p>サテライト告示</p> <p>院24</p>
<p>6. その他</p> <p>6-1 FD</p> <p>○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>6-2 自己点検・評価等</p> <p>① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p> <p>③ 専門職大学院における第三者評価制度の趣旨・目的などにかんがみ、具体的な認証評価機関が存在（確実な設立見込みを含む。）することを含め、認証評価の確実な受審の見通しが担保されているか。</p> <p>6-3 情報の公表</p> <p>当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。</p> <p>② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。</p>	<p>専11</p> <p>法109</p> <p>法113 施行規則172-2</p>

※「参照条文」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則	・・・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示	・・・平成13年文部科学省告示第51号
サテライト告示	・・・平成15年文部科学省告示第43号
院	・・・大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
専	・・・専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
専告示	・・・平成15年文部科学省告示第53号
H17答申	・・・新時代の大学院教育（中央教育審議会 平成17年9月5日）

教職大学院の審査の観点について

教職大学院の審査においては、教職大学院の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
<p>1. 設置の趣旨・目的 1-1 教職大学院の目的</p> <p>① 当該教職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。</p> <p>② 研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。</p> <p>③ 教育研究の理念は、明確になっているか。また、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮されているか。</p> <p>④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、教職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。</p> <p>【教職大学院の目的】：「専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下小学校等という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うこと」</p> <p>【専門職大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」</p> <p>【専門職学位課程の目的】：「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」</p> <p>⑤ 既設の学部段階及び修士課程との関係について、教員組織や教育課程の面で適切に棲み分けがなされているか。</p> <p>⑥ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。</p> <p>⑦ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。</p>	<p>法99② 院1の2 専2, 26</p> <p>基準告示1①</p> <p>基準告示1②</p>
<p>2. 名称</p> <p>① 研究科・専攻の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものか。</p> <p>② 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。</p>	<p>院22の4</p>
<p>3. 教育課程等 3-1 入学者選抜</p> <p>① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。</p> <p>② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。</p>	<p>院1の3 専26</p>

3-2 教育課程

(1) 人材養成の目的に沿った編成

- ① 専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成を実現しうる教育課程となっているか。
- ② 人材養成目的を達成するため、以下の点を踏まえ、必要な授業科目を自ら開設し、体系的かつバランスよく教育課程を編成しているか。
 - i) 教育課程の編成及び実施に関する領域、ii) 教科等の実践的な指導方法に関する領域、iii) 生徒指導及び教育相談に関する領域、iv) 学級経営及び学校経営に関する領域、v) 学校教育と教員の在り方に関する領域、のすべての領域の科目のほか、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成すること。
- ③ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮し、学校教育に関する「理論と実践の融合」を図る教育内容となっているか。
- ④ 上記②の5つの領域において共通的に開設される授業科目の単位数の合計は一定程度（最低必要修得単位数全体から実習の最低必要修得単位数を引いたもののうちの半数）以上となっているか。

(3) 履修モデル

- 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。

3-3 教育方法等

(1) 授業を行う学生数

- 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数となっているか。

(2) 教育プロセスの明確化

- ① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導）のプロセスは、明確になっているか。

(3) 授業の方法・単位

- ① 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。さらに、教職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう、事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ワークショップ、フィールドワーク等の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。
- ② 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。
- ③ 小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、実習により修得する単位の全部又は一部を免除する場合、当該教職経験と免除する実習との相関性を確認するための基準・判定方法等を明確に定めており、かつ、それらについて合理性があるか。また、免除する場合、「教育上有益と認めるとき」に限定されており、かつ、免除しても当該教職大学院の人材養成目的を達成できるものとなっているか。
- ④ 学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようになっているか。
- ⑤ 教職大学院において想定されている授業方法の特性に鑑み、多様なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合、具体的な実施方法等が示されているか。また、その場合、法令の要件に適合しているか。（全ての授業が通信により行われる課程は想定されない）
- ⑥ 現職教員学生が勤務しながら1年で修了する計画（1年コース）である場合、教育方法・履

専2, 6, 26
専告示8
施行通知

専6

専7

専6

設21

専8, 12, 29
施行通知
メディア告示

修スケジュールなどについて、学生の負担及び教育効果の観点から支障がないか。

(4) 成績評価基準等の明示等

専10

- ① 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。
- ② 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って行う仕組みとなっているか。
- ③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。

(5) 授業日数・授業期間

設22, 23

- 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるとともに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなっているか。
- 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。

(6) 単位互換・既修得単位の認定

専13, 14, 16,
27, 28, 29, 30

- ① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲としているか。
- ② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、他の大学院における授業科目の履修等によって修得した単位と合わせ、修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとしているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は人材養成の目的や特色を担保できるものとなっているか。

(7) 夜間大学院・昼夜開講制

院2の2, 14
院36⑥

- 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が明確であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制等は明確であるか。

(8) 学外実習

専29, 31
施行通知

- ① 高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る単位は10単位以上となっているか。
- ② 実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力校が確保されているか（開設科目及び教育内容等に対応した学校種及び数）。
- ③ 実習等の計画・指導体制・連携体制・成績評価方法等について、教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行ったものであるか。また、当該連携は学生の進路選択を制約するものとなっていないか。
- ④ 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件が明確になっているか。
- ⑤ 現職教員学生の在籍校での実習を含む場合、当該実習の水準が明確になっているか。また、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされているか。
- ⑥ 連携協力校以外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制等について、実習先と十分に調整を行っているか。

3-4 デマンド・サイドのニーズとのマッチング

専29

- 当該教職大学院の人材養成目的等に応じて、教育委員会、学校現場など養成した人材を

<p>け入れる側（デマンド・サイド）のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。</p> <p>3-5 修了要件</p> <p>① 修了要件は、人材養成目的及び教職大学院課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件（45単位以上）を満たしているか。</p> <p>② 標準修業年限の特例を設ける場合、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないようにしているか。</p>	<p>専26, 29</p>
<p>4. 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制</p> <p>① 専任教員は担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められ、かつ専門職大学院設置基準5条各号（①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識・経験）のいずれかに該当する教員を規定数置いているか。</p> <p>② 教員組織のうち概ね4割以上は、専攻分野におけるいわゆる実務家教員（概ね20年程度の実務経験を有することが望ましい）となっているか。実務家教員の配置は、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。実務家教員の質確保に係る継続的な採用方策が検討されているか。</p> <p>③ 全体として実践の内容を意識した教育が展開されるよう、実務家教員と理論的な科目を担当教員が適切に役割分担・協同し、組織的な連携体制を確保しているか。</p> <p>④ 主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。</p> <p>⑤ 極端に実務家教員に偏した教員組織でなく、一定以上のいわゆる研究者教員も配置させるなど、教員組織全体としてバランスがとれているか。</p> <p>⑥ 実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されているか。</p> <p>⑦ 告示第2条第2項により専任教員とみなす者は、一年間につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担うものとなっているか。</p> <p>⑧ 教員組織の年齢構成について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないものとなっているか。</p> <p>⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。</p> <p>(2) 実務家教員</p> <p>① 実務家教員について以下のような「指導能力」を有しているか。</p> <p>(1) 実務経験からくる実務の経験知・識見を単に有するのみならず、知見を理論化し一般化した上で適切に教授できる者であるか。</p> <p>〔※例えば、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表等、校内研修での実践発表等などの実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められるか。〕</p> <p>(2) 研究成果の指導や発表等に係る記録や著作等には、理論や実践の一般化に係る内容が包含されているか。</p> <p>〔※教員等学校教育関係者以外の者の場合、学校教育関係者と同様に、実践的・実証的研</p>	<p>設7, 10, 12</p> <p>専4, 5</p> <p>専告示1, 2</p> <p>施行通知</p> <p>中教審（参考資料）</p>

研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者であるか。

② 実務家教員について以下のような「実務経験」を有しているか。

I 教員等学校教育関係者の場合

(1) 学生に対し学校教育において広く見通しのとれるスクールリーダーに必要な知識・技能を修得させるための指導を行い得る、一定の幅の広さを持つ経験を有する者であるか。

※例えば教諭の場合、標準的な勤務経験（担任サイクル、主任等の経験）を考え、概ね20年程度の経験を有するか。（他方、校長・教頭等の管理職、指導主事の経験を有する場合等、その職務の性質の相違を勘案しつつ、教諭としての経験期間よりも長く評価することにより、全体として同等以上と評価し得る期間である必要がある。）

(2) 大学の専任教員等となっているいわゆる「元実務家」の場合、実務経験の期間と実務から離れてからの期間は、実務を離れてから5～10年以内であるか。この場合、実務を離れる前の実務経験の長さやその後の現場との関わり等を考慮する必要がある。

II 教員等学校教育関係者以外の者の場合

担当科目と実務の経験との関連が認められるか。

III 全体として、学校教育に関する実務経験者を中心として構成されているか。（必要専任教員数の3割以上は、教員等学校教育関係者であるか。）

(3) 専任教員

① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。

② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。

③ 科目等履修生等を学部その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。

④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

設12
専4,5

5. 施設・設備等

5-1 施設・設備

① 教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室等が備えられているか。

② 専任教員に対して研究室が備えられているか。

③ 研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）

④ 研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。

⑤ 2以上の隣接しない校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備（講義室、研究室、学生自習室、医務室、図書館等）が設けられているか。

⑥ 大学院の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。

⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。

設36①～③, 38
院19, 20, 21,
22の3, 22の4
専17

サテライト告示

<p>5-2 校地・校舎</p> <p>○ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。</p>	院24
<p>6. その他</p> <p>6-1 FD</p> <p>○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>6-2 自己点検・評価</p> <p>① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p> <p>6-3 情報の公表</p> <p>当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。</p> <p>② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。</p> <p>6-4 管理運営</p> <p>○ 学校現場などの要請した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）との密接な連携関係を管理運営体制の中に組み込み、学校教育の実態や社会の変化などに対応しうる機動的な管理運営システムが整っているか。</p>	<p>専11</p> <p>法109</p> <p>法113 施行規則172-2</p>

※「参照条文」欄の略称について

- 法 ・ ・ ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 施行規則 ・ ・ ・ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- 設 ・ ・ ・ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
- メディア告示 ・ ・ ・ 平成13年文部科学省告示第51号
- サテライト告示 ・ ・ ・ 平成15年文部科学省告示第43号
- 院 ・ ・ ・ 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
- 専 ・ ・ ・ 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
- 専告示 ・ ・ ・ 平成15年文部科学省令告示第53号
- 施行通知 ・ ・ ・ 平成19年3月1日18文科高第680号（専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について）
- 中教審（参考資料）・ 平成18年7月11日『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（答申）参考資料「1. 教職大学院における「実務家教員」の在り方について」
- 基準告示 ・ ・ ・ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

共同教育課程の審査の観点について

共同教育課程を編成する学科等（大学院における研究科・専攻を含む。以下、共同学科等という。）の審査においては、学部等、大学院、専門職大学院、教職大学院それぞれ該当する審査の観点に、下の表に掲げる審査の事項及び観点を加えて審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文等
<p>1. 設置の趣旨・目的</p> <p>① 設置の趣旨に、共同教育課程を実施する教育上の必要性が明記されているか。</p> <p>② 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用することで、教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する趣旨・目的となっているか。</p>	<p>法83, 99, 108 答申 通知</p>
<p>2. 名称</p> <p>① 共同学科等の名称の冒頭に「共同」が付されているか。</p> <p>② 共同教育課程を編成する大学（大学院及び短期大学を含む。以下、構成大学という。）の共同学科等の名称は、同一の名称であるか。</p>	<p>通知</p>
<p>3. 共同教育課程</p> <p>3-1 共同教育課程</p> <p><u>(1) 共同教育課程の編成</u></p> <p>○ 構成大学（大学院は除く）において、それぞれ主要授業科目の一部を必修科目として開設しているか。</p> <p><u>(2) 大学院における研究指導体制</u></p> <p>○ 修士課程又は博士課程においては、学生が全ての共同教育課程を編成する大学院（以下、構成大学院という。）の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について全ての構成大学院から教員が主担当又は副担当として配置されているか。その際、主担当の教員のみならず、副担当の教員についても研究指導教員である者を充てているか。いずれにしても、共同教育課程制度の趣旨を踏まえたものとなっているか。</p> <p>3-2 教育方法等</p> <p><u>(1) 遠隔の大学による共同教育課程の実施</u></p> <p>○ 構成大学が遠隔地にある場合、共同教育課程の実施に当たり、学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることがないよう適切に配慮されているか。</p> <p><u>(2) 安定的かつ継続的な修学環境の構築</u></p> <p>○ 共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、構成大学の一部がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合に、学生に対し、当該授業科目を他の構成大学が開設し提供することができるよう、あらかじめ、その方策が定められているか。</p> <p>3-3 卒業要件等</p> <p><u>(1) 学位審査体制等</u></p> <p>① 学位の審査は、構成大学が合同で行っているか。この場合において、学位審査委員会は、全ての構成大学の教員をもって構成されているか。</p> <p>② 共同教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学以外の他の大学の教員を併任するか、学位規則第5条の協力者となっているか。</p> <p>③ 構成大学で協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定しているか。</p> <p>④ 共同教育課程を修了した者に対して行う学位の授与は、構成大学が連名で授与することになっているか。</p>	<p>設43① 短36①</p> <p>通知</p> <p>設25、短11 通知</p> <p>通知</p> <p>設2の2、短2の2 院1の2、 学規5, 10の2、 通知</p>

<p>(2) 共同教育課程に係る修了要件</p> <p>○ 共同教育課程の修了要件が、それぞれの構成大学において最低限取得すべき単位数が以下のとおり設定されているか。</p> <p>学科（医学・歯学除く）・・・ 31単位以上 学科（医学・歯学）・・・ 32単位以上 大学院（修士課程・博士課程）・・・ 10単位以上 専門職大学院（法科・教職除く）・・・ 10単位以上 法科大学院・教職大学院・・・ 7単位以上 短期大学（2年制）・・・ 10単位以上 短期大学（3年制）・・・ 20単位以上</p>	<p>設45、短38 院33、専34</p>
<p>4. 教職員に関する事項</p> <p>○ 共同教育課程を編成する学科・専攻の教職員は、原則として、構成大学のうちいずれかの大学に所属しており、構成大学を設置する各法人等において教員の採用、昇任、降任、免職、懲戒等の手続が行いうる体制がそれぞれ整備されているか。</p>	<p>通知</p>
<p>5. 施設・設備等</p> <p>5-1 施設・設備</p> <p>○ 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じた施設・設備を備えているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた施設・設備を備えていない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る施設・設備は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科等を合わせて1の学部等とみなしてその種類・教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。</p> <p>5-2 校地・校舎</p> <p>① 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じ、学生一人当たり10平方メートルを乗じた校地面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた校地面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校地面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員を合計した数に学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。</p> <p>② 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員の割合に応じ、共同教育課程を編成する共同学科を合わせて1の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又は口の表を適用して得られる面積を按分した校舎面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員の割合に応じて按分した校舎面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校舎面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科を合わせて一の学部とみなして別表第三イ又は口の表により算定される面積の合計を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。</p>	<p>設49、短42 院34</p> <p>設47、48 短40、41</p>
<p>6. 学籍管理</p> <p>① 学生の在籍関係について、構成大学のうちいずれか一つの大学に本籍を置くこととしているか。</p> <p>② 入学者選抜の際に、各入学志願者から本籍を置く大学についての希望を聴取し、入学者選抜の結果も合わせて勘案の上、それぞれの学生について本籍を置く大学の割り振りを行うこととなっているか。</p>	<p>通知</p>
<p>7. 協議等に関する事項</p> <p>① あらかじめ構成大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、各大学ごとの収容定員、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、共同実施の終了の際の手続きその他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針について取決めが行われているか。</p>	<p>設43③、短36③ 院31②、専32② 通知</p>

② 構成大学は、共同教育課程の編成及び実施に当たって、構成大学間の調整を図るため、協議会等を設けているか。協議の円滑な実施のため、協議会等は、各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されているか。協議会等において、以下のような事項が明文化されているか。

<審議事項（例）>

- ・各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ・大学院における研究指導教員の選定に係る事項
- ・入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ・学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ・共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項
- ・学位審査委員会の設置に関する事項
- ・学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ・共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・予算に関する事項
- ・その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項

※「参照条文等」欄の略称について

- | | |
|----|--|
| 法 | ・・・学校教育法（昭和22年法律第26号） |
| 学規 | ・・・学位規則（昭和29年文部省令第9号） |
| 設 | ・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号） |
| 短 | ・・・短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号） |
| 院 | ・・・大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号） |
| 専 | ・・・専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号） |
| 答申 | ・・・中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」 |
| 通知 | ・・・大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（20文科高第621号） |

事務相談について

※「手引き」p.2, p.8参照

1. 相談日予約

- ・希望日※1の2週間前※2の週の月曜日※3の10:00から電話にて予約を受け付けます。

※1 「手引き」p.8の事務相談予約可能日を参照

(ただし、日程は変更があり得ます。最新の日程は文部科学省のHPにて確認してください)

※2 一部相談日は3週間前

※3 月曜日が休日の場合は翌火曜日

2. 相談表等送付

- ・相談表及び相談用資料を相談日の3日前(土日祝日除く)までに各2部郵送にて送付ください。
- ・相談表裏面には、ご相談・ご質問事項を具体的にご記入ください。なお、「全般的に問題は無いか」といった抽象的なご相談はご遠慮ください。

3. 相談日当日

- ・来省人数は4名までとしてください。なお、事務方だけでなく、申請内容に関わっている中心となる教員等構想を十分に把握されている方も必ず来省するようにしてください。
- ・来省されましたら、ご予約の時間まで文部科学省4Fの来省者控室でお待ちください。相談時間になりましたら、控室備付けの電話にて大学設置室(内線2486)にご連絡の上、14Fの大学設置相談室にお越しください。

認可申請，届出設置における PR活動及び募集行為について

※「手引き」p.5参照

➤ PR活動

認可又は届出前に説明会，ホームページ，新聞等により「構想中」「認可申請中」「届出書類提出中」等である旨の広報を行うことは可能。ただし，構想中・認可申請中等であること，募集人員等は予定であり変更があり得る旨を大きく明確に記載すること。

➤ 学生募集(募集要項の配布，出願受付等)及びそれに類する行為(指定校推薦の調整等)

- ・認可申請の場合は，認可後から可能
- ・届出設置の場合は，原則届出後60日経過後から可能

※届出後60日以内に法令に基づく措置命令の可能性があるため
(それ以前に文部科学省ホームページに公表した場合を除く)

※大学設置分科会の運営委員会への事前相談で届出で設置が可能とされたものは，届出後から募集活動可能

※認可後等の学生募集は「平成27年度大学入学者選抜実施要項について」(平成26年5月末通知予定)に従って実施すること

認可申請中における適切なPR活動の例

〇〇大学××学部 平成27年度設置予定

- ・募集人員50人
（推薦方式10人，AO方式10人，一般方式30人）
- ・平成26年11月募集開始予定

※設置認可申請中

※上記の内容は予定であり，変更する場合があります

● 適切な例のポイント

- ①「設置認可申請中」の文字が大きく明確に記載されている
- ②「予定であり，変更があり得る」旨が大きく明確に記載されている

※下記のような場合，不適切なものとなる

- ✓ 「設置認可申請中」の文字が小さい
→受験生等に対して設置が決定したと誤解を与えるおそれがあるので，大きく明確に記載すること。
- ✓ 「予定であり，変更があり得る」旨の記載がない
→上記と同様に，受験生に対して誤解を与えるおそれがあるので，必ず大きく明確に記載すること。
- ✓ 募集開始時期が認可前となっている
→認可されるまで学生募集及びそれに類する行為は一切行えない。